

平成 31 年 3 月 28 日

各位

maneo株式会社

訴訟の提起に関するお知らせ

maneo株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成 31 年 3 月 12 日付で、ガイアファンディング株式会社（以下、「ガイアファンディング社」といいます。）および同社代表取締役であり連帯保証人である屈文馨に対し、貸金返還等請求訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日 平成 31 年 3 月 12 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称 maneo株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 味形 衛

3. 訴訟を提起した相手（被告）

- (1) 名称 ガイアファンディング株式会社
- 代表者 代表取締役 屈 文馨

- (2) 氏名 屈 文馨

4. 訴訟提起に至った経緯及び理由

maneoマーケット株式会社が運営するソーシャルレンディングサービスサイト「maneo」にて、「ガイアファンディングセレクトファンド」として募集をし、金銭消費貸借契約に基づき当社がガイアファンディング社に対して融資した債権につき、現在、期限の利益を喪失した状態となっております。

債権の回収について、ガイアファンディング社との間で幾度となく協議してまいりましたが、返済計画の説明およびプロジェクトに係る状況説明も十分に得られず、これ以上猶予

することが困難な状況に至ったため、貸付金全額の返還を求める訴訟提起に至りました。

5. 訴訟内容及び請求額

(1) 訴訟内容 貸金返還請求事件

(2) 請求額 金 22 億 2402 万 4505 円 (※) 及び損害金

(※) 2 月 28 日までの確定利息、損害金を含みます。

6. 今後の見通し

本件訴訟につきまして、第一回口頭弁論期日が 5 月 15 日に予定されております。また、今後、投資家の皆様にご説明すべき事項が発生した場合には速やかにご説明させていただきます。

以上